

# 児童手当制度改正のお知らせ

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

## 令和6年10月分(12月支給)から 児童手当の制度が変わります！



児童手当法の改正により、児童手当が拡充されます。

### 1. 拡充内容

- ①支給対象児童の年齢を中学生から高校生年代までに拡充
- ②所得制限の撤廃
- ③第3子以降の手当額を月15,000円から30,000円に増額
- ④第3子以降の算定に含まれる対象年齢を高校生年代から大学生年代までに延長
- ⑤支給月を年3回から年6回に変更

【制度内容の比較】

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分から)
支給対象	中学生(15歳到達の最初の年度末まで)	高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満: 月15,000円</li><li>・3歳～小学校終了まで 第1子・第2子: 月10,000円 第3子以降: 月15,000円</li><li>・中学生: 月10,000円</li></ul> <p>※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、特例給付として月5,000円を支給</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第1子・第2子: 月15,000円 第3子以降: 月30,000円</li><li>・3歳～高校生年代まで: 月10,000円 第1子・第2子: 月10,000円 第3子以降: 月30,000円</li></ul> <p>※所得制限が無くなり、全員が上記の支給額</p>
第3子以降の算定対象	高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)	大学生年代(22歳到達後の最初の年度末まで)
支給月	年3回 (2月、6月、10月) ※前月までの4ヶ月分を支給	年6回 (偶数月) ※前月までの2ヶ月分を支給

### 2. 手続きが不要なかた

- ・中学生以下のこどものみを養育しており、津南町から児童手当(または特例給付)を受給しているかた
- ・中学生以下のこどもと高校生年代のこども(同居)を養育しており、現在津南町から児童手当を受給しているかた

### 3. 申請が必要なかた ※申請が必要と思われるかたには、申請書類を同封しております

- 所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当（または特例給付）を受給していないかた

児童手当認定請求書、口座確認書類、保険証の写しを提出してください。

- 中学生以下のこどもを養育しておらず、高校生年代のこどものみを養育しているかた

児童手当認定請求書、口座確認書類、保険証の写しを提出してください。

※こどもと別居している場合は別居監護申立書も必要です。

- 中学生以下のこどもを養育しており、津南町に住所のない高校生年代のこどもを養育しているかた

児童手当額改定請求書、別居監護申立書を提出してください。

- 大学生年代のこどもを養育し、そのこどもと高校生以下のこどもの合計人数が3人以上になるかた

児童手当額改定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

※大学生年代のこどもを第3子以降の算定対象に認定するには以下の2つを満たしている必要があります。

1. 監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしていること
2. 生計費の相当部分を負担していること

## 4. 申請に関する注意

- 受給資格者は、原則として恒常的に所得の高いかた(生計中心者)となります。
- 公務員のかたは、勤務先への申請となります。勤務先へお問い合わせください。
- 町ホームページもご覧ください。申請書類もダウンロードできます。
- 別紙の「申請要否確認フローチャート」を参考にご覧ください。

## 5. 申請期限

### 令和6年11月15日(金)まで

申請期限までに手続きした場合、制度改正後最初の支給(12月10日)から改正後の手当額を支給します。

(申請期限を過ぎても、猶予期間として令和7年3月31日までは申請を受け付けます。)

## 6. お問い合わせ・提出先

〒949-8292 津南町大字下船渡戊585  
津南町役場 福祉保健課 福祉班 7番窓口  
電話 025-765-3114(直通)

